

# 特許審査官の人材育成に関する 国際協力プロジェクト ～五大特許庁の枠組みから～

特許審査第四部電話通信 角張 亜希子

## 抄録

日米欧中韓の五大特許庁には、人材育成に関する国際協力プロジェクトがあります。本プロジェクトでは、五庁研修相互参加の取組により、審査官が他庁の研修に参加することで他庁の制度・審査実務を学ぶという人材育成を行っています。また、審査官研修のあり方について、五大特許庁間での情報交換・検討が始まっており、人材育成に関する国際協力のさらなる進展が見込まれるところです。本稿では、五庁研修相互参加の取組を中心に、プロジェクトの活動状況についてご紹介します。

## 1. はじめに

昨年2011年7月に日本国特許庁(以下、「JPO」とします。)が公表した国際知財戦略<sup>1)</sup>にあるとおり、JPOは、我が国出願人のグローバル化した出願戦略に対応し、世界で広く安定した権利設定を実現することを目指し、特許審査ハイウェイ(PPH)の拡大による国際特許ネットワークの推進、各国特許庁間での審査結果の相互利用の拡大など、国内及び国際間で様々な取り組みを行っているところです。

JPOの審査官にとっても、このような国際ワークシェアリング拡大の影響は決して無視できるものではありません。例えば、世界における日本語特許文献の比重が低下する中、英語をはじめとする外国語で書かれた特許文献をどれだけ効率的に調査し、内容を正しく把握するか、そして、ますます利用の機会が増える外国特許庁の審査結果を、いかに素早くかつ正確に理解して自身の審査に活用するか、といったことは、限られた時間的リソースの中で最大限のパフォーマンスを発揮するために、必要不可欠な、言い換えれば「基本的な素養」になりつつあります。もちろん、そのような素養を身につけるために各自が個人的な努力をすることも必要ですが、全庁を挙げて、一人一人の国際化対応能力を効率的に開発していくことを真剣に考えていくことが重要になってきています。そしてこの問題は、JPOだけではなく、各国特許庁間のワークシェアリングが進む中、世界中の特許庁に共通の問題ではないでしょうか。

筆者は、平成23年4月からの1年間、特許審査第一部調整課審査企画室に配属され、五大特許庁間における人材

育成に関する国際協力の取組に参加する機会をいただきました。そこで、本稿では、筆者が上記期間の仕事を通じて得られた知見を中心にをご紹介します。皆様にとって、特許審査における人材育成のあり方を考える機会の一つになればと思います。なお、本稿で記載した見解は、あくまですべて筆者個人のものであり、特許庁の見解ではないことを申し述べておきます。

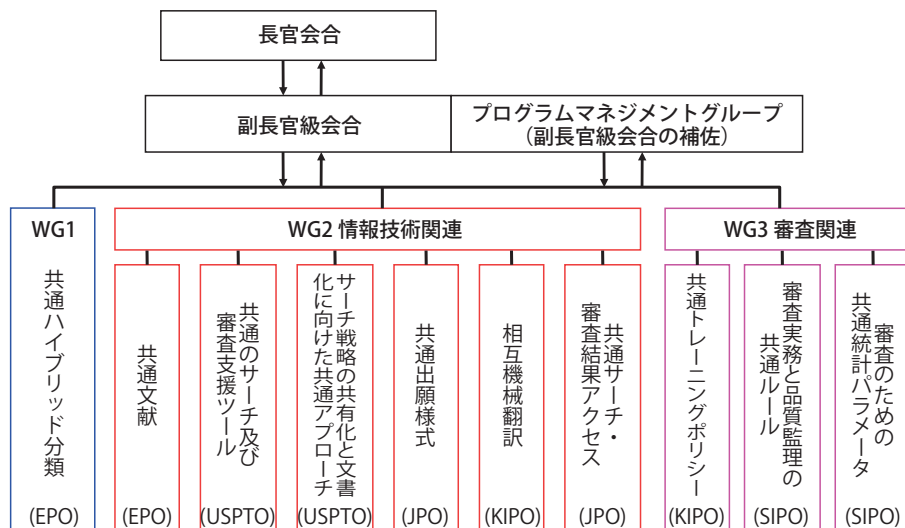
## 2. 五大特許庁における人材育成に関する国際協力プロジェクト

2008年に開催された、日米欧中韓の五大特許庁<sup>2)</sup>(以下、「五庁」とします。)による第2回会合において、国際間のワークシェアリングを推進するプラットフォームとして、10の基礎プロジェクトを進めることが合意されました(図を参照)。そのひとつである「共通トレーニングポリシー・プロジェクト」は、人材育成に関するプロジェクトであり、各庁における研修課程及びその内容に関する情報を共有するとともに、研修リソースを各庁で最大限利用することで、審査官研修の効率性を高めることを目的としています。また、本プロジェクトは、「共通ハイブリッド分類・プロジェクト」や「相互機械翻訳・プロジェクト」など、その他の基礎プロジェクトの成果を各庁の審査官に対して効果的に浸透させることも目的としています。

共通トレーニングポリシー・プロジェクトにおける現在の主な取り組みには、「五庁研修相互参加」、そして「五庁審査官ワークショップ」があります。「五庁審査官ワークショップ」は、各庁から選抜された審査官が、特定案件に

1) 特許庁、「国際知財戦略」、2011年7月 [http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shingikai/pdf/tizai\\_bukai\\_16\\_paper/siryou\\_01.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shingikai/pdf/tizai_bukai_16_paper/siryou_01.pdf)

2) 五大特許庁公式ウェブサイト <http://www.fiveipoffices.org/index.html>



( )内は各プロジェクトのリード庁

### 五大特許庁 (IP5) 会合の体制

についてのサーチ手法・特許性判断手法等を議論するものですが、詳細は本稿と同号の【寄稿】「五庁審査官ワークショップに参加して」に掲載されておりますので、そちらを参照していただければと思います。本稿では、もう一方の取組である「五庁研修相互参加」を中心にご紹介します。

### 3. 「五庁研修相互参加」について

国際的なワークシェアリングを推進する上で、世界で最も出願が多く、相互出願も多い五庁についての特許制度やその具体的な運用、審査の実態（審査手法、審査判断の相違等）について理解することは、非常に重要であることは言わずもがなであるかと思えます<sup>3)</sup>。「五庁研修相互参加」では、日米欧中韓の各庁で行われる研修について、五庁間で情報共有と比較研究を行う一方、各庁が実施している研修を他の四庁にも開放し、各庁審査官等が実際に他庁の研修へ相互に参加する取り組みを行っています。したがって、JPOの審査官は、研修開放する庁の審査官又はその研修に参加する別の庁の審査官と、研修開放庁の制度・審査実務について、一緒に学ぶこととなります。

JPOの審査官にとって、通常の業務では、他庁の審査官と直接会う機会は基本的にありません。したがって、各庁からの審査官と一緒に研修を受け、他庁の審査官とface-to-faceで外国語により議論することで、他庁の制度・審査に精通するだけでなく、外国語の運用能力の向上、国際的な人的ネットワークの広がり、そして、結果としてグローバルな視野を有する人材の育成が期待できます。

それに加え、五庁研修相互参加においては、他庁の研修に直接参加することで、他庁の研修制度や研修内容、研修手法について、生の知見が得られることも、重要な点で

す。例えば、JPOの研修では、少人数のグループディスカッション形式よりは、大人数での座学形式が比較的多いように思われますが、これまで他庁の研修に参加したJPO審査官からの報告によると、他庁の研修には、グループディスカッション形式が比較的多く、また、研修受講者の質問も非常に活発に行われるようです。そのような形式的な違いだけでなく、研修で学ばなければならない事項をどのような順番でどのように研修するのか、工夫がなされている研修もあり、例えば進歩性の考え方一つを教えるにしても、これまでの取り組みから、各庁様々な手法を採っていることが分かりました。庁間で研修手法に違いが出るのは文化的な背景があるのかもしれませんが、最も良い研修手法はどれか、一概には言えません。

とは言え、五庁研修相互参加で得られた他庁の研修プログラムの実施手法や研修内容の情報を参考にしながら、各庁の研修内容や研修手法をより効果的なものになるよう積極的に検討していくことが期待されます。実際に、平成23年度から、五庁共通トレーニングポリシー・プロジェクトにおける新たな取組として、五庁審査官ワークショップに、各庁の研修担当者が初めて一堂に会し、審査官研修に関する研修担当者レベルでの検討が始まりました。

それでは、以下に、五庁研修相互参加において各庁が開放する研修について簡単にご紹介します。

### 4. JPOを除く四庁 (USPTO・EPO・SIPO・KIPO) が開放する研修

各庁は、五庁研修相互参加向けに、毎年2～3種類の研修を開放しています。JPOは、平成23年度には計10名の

3) 特許行政年次報告書2011年版 [http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/nenji/nenpou2011\\_index.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/nenji/nenpou2011_index.htm)

表1 五庁研修相互参加 年度別派遣研修リスト

[平成22年度]

No.	研修名	派遣先	時期	人数	言語
1	20 day IP5 Experienced Examiner	USPTO	H22.07.06-08.02	1	英語
2	Examination Case Study I	KIPO	H22.10.25-10.27	2	韓国語
3	SIPO's IP5 Cross-Participation Training Course	SIPO	H22.11.01-11.05	2	中国語
4	Course A : Basic Patent Examination	EPO	H23.02.03-03.15	1	英語

[平成23年度]

No.	研修名	派遣先	時期	人数	言語
1	Claim Interpretation and Search	USPTO	H23.05.03-05.12	1	英語
2	Patent Examination Practice of KIPO	KIPO	H23.05.17-05.20	2	英語
3	SIPO's Chinese Patent System Training Course	SIPO	H23.07.04-07.15	3	中国語
4	Course C : Advanced Patent Training	EPO	H23.09.05-09.09	1	英語
5	Seminar on the Chinese Intellectual Property System in 2011	SIPO	H23.10.17-10.28	2	英語
6	Course B : PCT Procedure, Non Unity & Complex Applications	EPO	H23.11.07-11.11	1	英語

[平成24年度] (7月末現在)

No.	研修名	派遣先	時期	人数	言語
1	USPTO's Patent Law and Evidence Cross Participation Training Course	USPTO	H24.05.15-05.30	2	英語
2	Course B : PCT Procedure, Non Unity & Complex Applications	EPO	H24.06.11-06.15	1	英語

審査官を他四庁が開放する研修に派遣しました。JPOのこれまでの派遣実績を表1に示します。

以下、各庁が開放する研修の内容について、平成23年度に開放された研修を中心に簡単に紹介します。なお、本稿と同号には、平成23年度にUSPTO、KIPO、SIPOの研修に参加した各JPO審査官の体験談が掲載されておりますし、平成22年度以前に他庁開催の研修に参加した審査官の体験談も過去の特技懇<sup>4)</sup>に掲載されておりますので、興味のある方はそれらもご参照ください。

#### 4.1 USPTOが開放する研修

USPTOが開放する研修には、JPOからこれまで計4名の審査官を派遣しています。研修は、USPTOの研修所である国際知的財産アカデミー(GIPA)で行われました。

##### Claim Interpretation and Search

米国におけるクレーム解釈並びに検索手法及びシステムについての解説とともに、実習用クレームについて、各自が解釈し、システムを使った検索及び結果発表を行う実習からなります。五庁審査官向け(五庁審査官のみ参加する)研修ですが、研修内容は、USPTOが知財経験者向けの新人審査官の研修から抜粋されたものとなっています。

##### Practice and Procedure

USPTO審査官と一緒に受ける研修であり、審査官の再

教育プログラム及び新人審査官向け研修プログラムからなります。

#### 4.2 EPOが開放する研修

EPOが開放する以下の研修Course A、B、Cは、いずれもEPO新人審査官向けの研修で、研修に参加する五庁の審査官は、EPOの新人審査官と一緒に少人数のグループで研修を受けることができます。なお、実施言語は英語です。JPOは、これまで計4名を派遣しています。

##### Course A: Basic Patent Examination

EPOの新人審査官にとっては入庁して最初に受ける研修で、約1ヶ月にわたり、ヨーロッパ特許出願手続におけるサーチ及び審査の基礎、EPC条項及びEPC規則、サーチツールの使用方法及びサーチ戦略、起案の仕方等について学びます。審査官としての即戦力を養うことに主眼があり、研修により審査官の業務を一通り概観できるものとなっています。

##### Course B: PCT Procedure, Non Unity & Complex Applications

PCTにおける手続の習得、EPOにおける単一性の判断手法、拒絶理由の起案、特許出願の要件を判断する能力を習得することを目的としています。原則的には、Course A既受講者を対象としています。

4) 岩谷 一臣氏、「ヨーロッパ特許庁における審査官コース研修～JPO研修生の研修記～」、特技懇247号、<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/247tokusyu7pdf.pdf>  
 栗山 卓也氏、「韓国特許庁の研修に参加して」、特技懇262号、<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/262/262tokusyu3.pdf>  
 浜田 聖司氏、「SIPOで行われた五庁審査官相互派遣研修の紹介」、特技懇262号、<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/262/262tokusyu2.pdf>

## Course C: Advanced Patent Training

本研修は、どんなタイプの出願についてもサーチを実行しサーチレポートを起案できる能力を習得することを目的としており、原則としてCourse A、B既受講者を対象としています。クレーム解釈、明確性、新規性、進歩性、サーチ戦略について、Course A、Bにおける研修内容の応用的な学習に加え、EPOのサーチシステムで用いられる各種の準備コマンド、インターネットやイントラネットを用いたサーチ及び特許性の排除と例外等について学びます。

### 4.3 SIPOが開放する研修

五庁審査官向けに英語で行われる研修と、SIPOの新人審査官と一緒に受ける研修があります。JPOは、これまで計8名派遣しています。

#### SIPO's Chinese Patent System Training Course

五庁審査官向けに開講された2週間の研修ですが、プログラムの一部では、SIPO新規入庁者向けの研修への参加が含まれます。SIPOでは、以前の新人研修は、大人数での座学形式が中心だったようですが、現在は少人数グループ形式になってきているようです。SIPOの新人教育を垣間見るとともに、SIPO審査官との交流を図ることができるのは魅力的ですが、中国語で全ての研修が行われるため、言語面で非常に難易度が高いのが特徴です。SIPOにおける組織、概況、特許審査の各段階（検索、各種特許要件、PCT関連業務、審判等の概要）について学びます。

#### Seminar on the Chinese Intellectual Property System in 2011

五庁審査官向けの、全て英語で行われる研修であり、平成23年度に新規開講されました。中国における歴史、経済、法体系、知的財産制度、著作権法等の概要を学ぶとともに、SIPOにおける組織、概況、審査の各段階（予備審査、実体審査）、発明成立性、新規性、進歩性等の概要を学ぶほか、SIPOや裁判所等への見学も行います。

### 4.4 KIPOが開放する研修

五庁審査官向けに英語で行われる研修と、KIPOの新人審査官と一緒に受ける研修があります。当然ながら、KIPO新人審査官と一緒に受ける研修の言語は、韓国語です。JPOからはこれまでに計4名派遣しています。

#### Examination Case Study I/II

1～3年以上の経験を有するKIPO審査官向けの研修であるため、全日程を通して、韓国語で研修が行われます。特許審査指南書（JPOの審査基準に相当）や関連法の改正、特許要件別の判例について学びます。

## Patent Examination Practice of KIPO

五庁審査官を対象とし、平成23年度に新規開講されました。こちらの実施言語は英語です。韓国の特許制度及びKIPOにおけるその具体的な運用、審査の実態に関する講義のほか、韓国特許法院等への見学も行われました。

## 5. JPOが開放する研修

五庁研修相互参加においては、他庁審査官に対して可能な範囲で相互に研修を開放するとともに、相互参加することが原則となっていることから、JPOにおいても、いくつかの研修について、他庁からの希望があれば参加可能としています。JPOでは、平成23年度まで、「審査応用能力研修2」と「検索エキスパート研修 [上級]」のみを開放してきました。そして、平成24年度からは、JPOの新人審査官が入庁して最初に受ける研修である「審査官補コース研修」を新たに開放しました。

JPOでは、平成21年度から他庁審査官の受入を開始し、その後他庁からの参加者は順調に増え、平成23年度には、計10名の他庁審査官を受け入れました。また、平成24年度から新規開放した「官補コース研修」にも、早速EPOやSIPOから非常に優秀な審査官が派遣され、他庁審査官にとっては、JPOの審査実務だけでなく、JPOの新人研修がどのようになされているかを知る良い機会になったことかと思われまふ。表2に、JPOのこれまでの受入実績を示します。

ちなみに、JPOが現在開放している研修は、いずれも日本語で行われるため、研修に参加する他庁審査官は、高い日本語能力が必要とされます。筆者は、研修に参加した各庁参加者と直接話をする機会がありましたが、実際のところ、参加者の日本語のレベルは様々で、日本語の読解から会話まで流ちょうにこなす人もいれば、会話は苦手でも読解は得意という人もいました。しかしながら、参加したどの他庁審査官も、日本語に興味があり、日本語教室に通って日本語を勉強したり、日本語の特許文献を日本語のまま読んだりしているとのことでした。日本語を理解できる他庁の審査官がこれだけいるのは、(もちろん純粋に日本やその文化に興味がある場合もあるでしょうが) それだけ日本語で書かれた特許文献が仕事をする上で重要であることを意味しているのでしょうか。しかしながら、中国をはじめとした世界的な出願件数が急増する一方で日本への特許出願が減少しつつある現在、今後も同じように日本語への関心・JPOへの関心が続くかは、個人的に疑問を持たざるを得ません。

以下、JPOが開放する研修の概要を中心にご紹介します。

### 審査応用能力研修2

審査官経験が3年以上のJPO審査官を対象とした研修で



表2 五庁研修相互参加 年度別受入研修リスト

[平成21年度]

No.	研修名	派遣元	時期	人数
1	検索エキスパート研修 [上級]	KIPO	H21.11.30-12.03	2
2	検索エキスパート研修 [上級]	KIPO	H22.03.08-03.11	2
		EPO	H22.03.08-03.09 H22.03.15-03.16	2

[平成22年度]

No.	研修名	派遣元	時期	人数
1	検索エキスパート研修 [上級]	KIPO	H22.06.17-06.22	4
			H22.06.17-06.18 H22.06.24-06.25	
2	検索エキスパート研修 [上級]	SIPO	H22.09.13-09.16	2

[平成23年度]

No.	研修名	派遣元	時期	人数
1	検索エキスパート研修 [上級]	KIPO	H23.06.07-06.10	2
2	検索エキスパート研修 [上級]	KIPO	H23.09.06-09.09	2
			H23.09.06-09.07 H23.09.12-09.13	
3	応用能力研修 2	EPO	H23.11.24-11.28	1
		SIPO		1
4	検索エキスパート研修 [上級]	SIPO	H23.12.05-12.08	2
5	検索エキスパート研修 [上級]	SIPO	H24.03.06-03.09	2

[平成24年度] (7月末現在)

No.	研修名	派遣元	時期	人数
1	審査官補コース研修	EPO	H24.04.23-05.22	1
		SIPO		2
2	検索エキスパート研修 [上級]	KIPO	H24.06.26-06.29	2
		SIPO		6

あり、予め設定されたトピックについて、討論形式で意見交換を行います。平成23年度の研修では、討論のためのトピックとして「記載要件」、「単一性」等が用意され、EPO及びSIPOから参加した審査官も含め議論がなされました。本研修では、審査官だけでなく、弁理士や出願人等を交えて議論する点が特徴ですが、他庁審査官にとっては、そのような研修は珍しいようでした。

### 検索エキスパート研修 [上級]

本研修は、①企業において先行技術調査の業務に従事する者、②企業等に対し先行技術調査のサービスを提供する企業・団体の従業員等を対象とし、審査官のもつサーチノウハウや審査判断の手法を提供し、サーチのエキスパートを育成することを目的としています。研修中は、FI・F

タームなどの検索インデックスに関する講義や、事例を用いたサーチ手法に関する講義など、調査実務に必要な内容をまとめて学ぶことができます。本研修は、JPO審査官向けのものではありませんが、JPOのサーチ端末を使いながらJPOのサーチシステム・先行技術調査を学べることもあり、他庁審査官の人気があります。

### 審査官補コース研修

平成24年度から新規開放されました。本コース研修は、入庁したての新人審査官が受ける法定研修の一つです。研修では、特許審査に関する制度・判断手法を学ぶことはもちろんですが、意匠法や商標法など、特許法以外の知的財産法も学びます。前述のように、EPO及びSIPOから参加がありました。EPO及びSIPOの審査官にとっては、特許法以外の知的財産法を研修で学ぶ機会は基本的にないということで、その点についての評価も高かったのが意外でした。

## 6. おわりに

当たり前のことですが、機械化がどんどん進む世の中にあっても、ことに特許性の判断については、機械に置き換えることはできず、あくまで人間しかできません。すなわち、特許審査の世界は、まず人材ありきなのだと思います。素晴らしい人材があって初めて、検索システムや機械翻訳といったツールや、各庁の審査結果が有効に利用され、迅速・的確な特許性判断がなされるのだと思います。したがって、各種の研修は、その効果ははっきり目に現れるものではありませんが、審査官の質を高めるのに重要な役割を担っていると思います。審査官として未熟者の筆者が言うのは大変おこがましいのですが、それでも誤解を恐れずに言えば、審査官の質は、審査の質に直結するのでしょうか。世界中の特許庁がJPOの審査結果に容易にアクセスできる時代であるところ、良い人材を維持し、質の高い審査結果を早期に発信し続けることで、出願件数が徐々に減少しつつあるJPOが、本当の意味で世界のリード庁になるのではないのでしょうか。そして、日本から生まれた素晴らしい技術がどんどん世界中で出願されるとともに、海を越えるJPOの審査結果が出願人や他庁に高い信頼性をもって活用されるものであってほしい。ひとりの審査官として、そう思います。

## profile

角張 亜希子 (かくばり あきこ)

平成18年4月 特許庁入庁 (特許審査第四部電話通信)  
平成20年4月 審査官昇任  
平成23年4月 調整課審査企画室  
平成24年4月 現所属